

商品概要説明書

特別定期貯金「のぞみ」(大口定期)

1. 商品名	・特別定期貯金「のぞみ」(大口定期)
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・1年の自動継続(元金継続または元利金継続)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位 ・退職後2年以内の退職金に限ります。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (約定利率) (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・期間中は、預入時における期間1年大口定期貯金の店頭表示金利に以下の金利を上乗せし満期日まで適用します。継続後の適用金利は、継続日の期間1年大口定期の店頭表示金利となります。 ① 組合員および組合員家族の方については、店頭表示金利に0.15%上乗せいたします。 ② 組合員以外の方については、店頭表示金利に0.05%上乗せいたします。 ③ 給振・年金振込(予約者含む)のいずれかご指定の方は、さらに0.05%上乗せいたします。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、取扱を中止することがあります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示金利は、店頭の金利表示ボード、ホームページまたは窓口にお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 次の預入期間に応じた利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ・預入期間が6カ月以上の場合 約定利率×50% <p>B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳・証書記載の満期日(継続したときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率</p>
<p>10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室(電話:0120-43-4401)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所(電話:045-680-3079)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>・本商品は原則通帳式のみのお取扱いとなります。</p> <p>・ATMでは取扱いを行っておりません。</p> <p>・本商品は、利用分量配当の対象外となっておりますが、自動継続後については利用分量配当の対象となります。</p> <p>※配当金は、毎事業年度終了後の通常総代会で決定する剰余金処分に基くもので、貯金のお利息等とは異なり、お約束するものではありません。</p>

※くわしくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

J A さがみ